

# 美浜の教育に関する施策の大綱

令和3年3月

美浜町

## 第1 大綱の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下、「法」という。）が、平成27年4月1日から施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしています。

本大綱は、町長と教育委員会で構成する美浜町総合教育会議において協議し策定しました。

### 2 大綱の位置付け

総合計画は、本町における、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であり、各種計画の基本とすべき方針を掲げています。したがって、大綱は、第5次美浜町総合計画後期計画の体系に沿って、教育行政に関連する基本的な目標として位置づけ策定しました。

### 3 大綱の対象期間

大綱は、令和7年度（2025年）までを対象期間とします。

### 4 大綱の実施

地方公共団体の長と教育委員会は、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長と教育委員会との間で調整のついた事項を尊重する必要があります。

したがって、町長と教育委員会は、大綱に定めた事項を達成するため、教育行政の運営を行っていきます。

## 第2 大綱

### 1 学校教育の充実

- (1) 町の実情にあった適正規模・適正配置を図るなど、子どもたちにとってより良い教育環境を目指した学校再編に取り組み、学校と地域との活性化を推進します。
- (2) 柔軟で多様なカリキュラムによって、スポーツや外国語教育を充実させるなど、児童生徒の「生きる力」、「郷土を愛する心」を育みます。
- (3) 小・中学校の施設・設備を整備し、教育環境の改善・充実を図ります。また、GIGAスクール構想の実現とICT環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

- (4) 学校・保護者・関係機関と連携して、適正な就学支援の実現や特別支援学級の充実を図ります。
- (5) いじめ・不登校の問題について、美浜町いじめ防止基本方針に基づき、家庭や地域との連携をさらに強化し取り組みます。

## **2 生涯学習の推進**

- (1) 各公民館や生涯学習センター、図書館の施設・設備の充実を図ります。
- (2) 生涯学習講師・ボランティアなどの人材登録を進め、住民が自ら講座を企画・運営できるような体制の整備を図ります。
- (3) 図書館と学校教育の連携及び図書館サービスの質的向上を図ります。

## **3 スポーツ・レクリエーションの充実**

- (1) 総合公園および運動公園を核に、充実した運動施設と施設周辺環境整備を図ります。
- (2) 生涯スポーツの紹介など、多様なスポーツ・レクリエーション種目を普及・充実させ、スポーツ人口の増加を図ります。
- (3) スポーツ協会、スポーツ少年団、一般社団法人みはまスポーツクラブへの支援を通じて、住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境を充実させます。

## **4 子ども・若者への支援**

- (1) 家庭・学校・地域が一体となり青少年を守る会（育てる会）の活動の推進・支援を行い、町全体で家庭教育の推進を図ります。
- (2) 関係機関・関係部署と連携し、青少年の健全育成に取り組みます。

## **5 地域文化の振興と文化財の保護**

- (1) 文化協会や各種文化芸能団体への支援を通じて、活動や発表の場を充実させ、文化活動の振興に取り組みます。
- (2) 地域に現存する伝統文化や歴史遺産などを発掘・調査・研究し、文化財の保存と活用に取り組みます。

## **6 多彩な交流の推進**

- (1) 東京オリンピック・ホストタウン相手国であるシンガポール共和国の歴史や文化など理解を深め、国際交流活動の充実を図ります。また、郷土の偉人「音吉」らの功績を学ぶことによって、美浜を愛する心を育みます。
- (2) 英語や教職課程を学ぶ日本福祉大学の学生や留学生と住民が連携して、国際交流に必要な語学学習などに取り組みます。また、スポーツや健康づくりなど幅広い分野での連携も検討していきます。